

諮問第20号
環自計第220号
平成13年10月10日

中央環境審議会会長
森 篤 昭 夫 殿

環境大臣
川口 順 子 印

生物多様性国家戦略の見直しについて（諮問）

環境基本法第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「生物多様性の保全と持続可能な利用を目的として、平成7年に策定された生物多様性国家戦略の見直しについて、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる政府の施策の目標と取組の方向を示したものとして、地球環境保全に関する関係閣僚会議において、平成7年10月に決定されており、その中で、5年後程度を目途に見直す旨記述されている。

このため、策定後6年を経過したことや、その間の自然環境や社会経済状況の変化を踏まえて、生物多様性国家戦略の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

中 環 審 第 4 号
平成13年10月10日

中央環境審議会
会 長 森 嵐 昭 夫 ㊟

「自然環境・野生生物合同部会」の設置及び
同合同部会長の指名について

平成13年10月10日付け諮問第20号、環自計第220号により中央環境審議会に対してなされた「生物多様性国家戦略の見直しについて（諮問）」を審議するため、中央環境審議会議事運営規則第四条第3項の規程に基づき、「自然環境・野生生物合同部会」を設置する。併せて中央環境審議会令第六条第3項に基づき辻井達一自然環境部会長を同合同部会長に指名する。

中環審第33号
平成13年10月10日

中央環境審議会
自然環境・野生生物合同部会
部会長 辻井達一 殿

中央環境審議会
会長 森 崑 昭 夫 ㊟

生物多様性国家戦略の見直しについて（付議）

平成13年10月10日付け諮問第20号、環自計第220号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規程に基づき、自然環境・野生生物合同部会に付議する。